

企業会計基準委員会 事務局 御中

企業会計基準公開草案第3号

ストック・オプション等に関する会計基準（案）に対するコメント

平成 17 年 2 月 28 日

トーマツリサーチセンター 有志

平成 16 年 12 月 28 日付で貴委員会より公表されました掲題の公開草案につきまして、下記のような意見がございますので、よろしくお取計らい下さいますようお願い申し上げます。なお、以下のコメントは、当監査法人の公式な見解を示すものではないことをあらかじめお断り申し上げます。

以 上

連絡先：監査法人トーマツ リサーチセンター  
阿部 光成

## 1. 費用認識の相手勘定

新株予約権は会計的には負債の性質を有しておらず、負債の部に区分表示する現行の取扱いを見直すといった基準(案)の提案に同意する。ただし、中間区分の新設については、当該区分の概念上の取扱いを明確とし、かつ本来負債または資本の性質を有するものがそれらに区分される可能性を排除するため、その利用を限定するとともに、並行して負債と資本の区分に関する基準等を定めることが必要であると考ええる。

## 2. 未公開会社の取扱い

基準(案)に同意する。関連して、未公開会社の株価をどのように算定するか、指針にて規定もしくは例示する必要があると考ええる。また、通常、未公開会社は株式公開を前提としてストック・オプションを付与するものと想定されるが、株式公開以前に付与したストック・オプションの、公開直前期及び公開後の会計上の取扱いについても指針で明確に記述すべきであると考ええる。

## 3. 基準(案)に対するコメント

定義：ストック・オプション(2項)

基準(案)では、「ストック・オプション」と「自社株式オプション」を分けて定義しているが、基準の対象範囲は「自社株式を原資産とするコール・オプションを支払手段とする取引」であり、両者を別々に定義することでかえって基準の内容が理解しづらくなっている。国際基準とのコンバージェンスの観点からも、定義は米国基準やIFRSと同様にしたほうがよいと考える。例えば、以下のような定義を行うのはどうか。

- ・ストック・オプション＝自社株式を原資産とするコール・オプション
- ・従業員等ストック・オプション＝ストック・オプションのうち、自社の従業員等に対して付与するストック・オプション
- ・基準の対象範囲(3項)：自社の株式又はストック・オプションを支払手段として、財又はサービスを受領する取引

定義：勤務条件(2項)

2項(10)「勤務条件」の定義で、後段に「対象勤務期間が明らかではない場合には、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなす」とあるが、例えば現行わが国企業によって用いられている税制適格ストック・オプションの「待機期間」がこれに該当するのかどうか不明確である。現行の税制適格ストック・オプションは、事実上付与日に権利確定しており、待機期間は対象勤務期間には該当しないと考えられるため、この点を基準にて明確とすべきである。

なお、対象勤務期間が明確ではないストック・オプションの付与については、明確な

反証のない限り「配分」の根拠がないことから、付与日にて費用処理を行う旨の規定を加えるべきである。

#### 現金選択権付取引及び現金決済型取引の取扱い（3項/23項）

基準（案）では、現金選択権付の株式報酬取引や、現金決済型の株式報酬取引について全く定められていない。例えば、従業員等ストック・オプションと同様の制度設計を行い、ストック・オプションの付与時に企業又は従業員等がストック・オプションの付与か現金の授受かを選択できるような権利を付せば、本基準の対象外となり、抜け道となる。最終基準または適用指針において、それらの取引に関する取扱いを定めるべきである。

#### 適用範囲と範囲外の取引（3項/20項、23項から27項）

基準（案）では、適用範囲外の取引について、結論の背景にて記述がなされている（23項から27項）。しかし、基準の対象範囲は重要な規定であり、結論の背景ではなく、基準本文で明確に記述すべきである。また、子会社の従業員等に対する親会社株式オプションの付与が基準の対象範囲である旨（20項）も、基準本文の範囲の項に含めるべきである。

#### 権利確定日以前の会計処理 - 認識（6項）

「各報告期間における費用計上額は 対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する」とあるが、例えば過去の勤務や業績に対応したストック・オプションの付与など、すでに権利確定しているストック・オプションが付与される場合であっても「配分」を要求しているように読み取れる。「配分」という語句を用いるべきではなく、削除すべきである。

なお、コメント にも記述のとおり、対象勤務期間が明確ではないストック・オプションの付与については、明確な反証のない限り「配分」の根拠がないことから、付与日にて費用処理を行う旨の規定を加えるべきである。

#### 公正な評価単価（7項(2)）

公正な評価単価の算出方法（ブラックショールズモデルや二項モデル）について、指針で示すべきである。

#### 失効の見積（8項）

権利不確定による失効の見積数は「重要な変動が生じた場合に見直す」とされている（8項(2)）。原則として見直さないとする規定は、利益操作の可能性を排除する観点から必要であると考え、重要な変動」を数値基準で示したほうが実務に適用しやす

く、指針で手当すべきであるとする。

#### ストック・オプション数（8項）

「権利確定日には、ストック・オプション数を権利の確定したストック・オプション数と一致させる（8項(3)）」の項については、失効の見積りの修正を重ねる結果として見積り数は自動的に確定数と一致するものであり、あえてこのような記述を行うことの意味が見出せない。本項は、「見直しを重ねた結果、権利確定日には、ストック・オプション数は権利の確定した数と一致する」とすべきである。また、8項(3)後段の「これにより、ストック・オプション数を修正した場合には」は、8項(2)後段と内容は同じであることから不要であり、削除すべきであるとする。

「権利不確定による失効」（8項）と「権利不行使により生じる失効」（10項）権利確定条件を満たさず、付与したストック・オプションの権利が確定しない場合と、権利が確定したストック・オプションが行使されない場合とを、基準（案）では共に「失効」と称しているが、性質の異なるものを同一の用語で指し示すことにより、基準の内容がわかりにくくなっている。前者は「権利の喪失」（= forfeiture）後者は「オプションが行使されないこと」（= not exercised）と言い換えるべきである。

#### 定義：本源的価値（11項後段）

11項後段で「本源的価値」が定義されているが、定義については2項にてまとめて記載すべきである。

#### 対価性の存在しない取引（25項）

基準（案）で示されている、従業員等に対するストック・オプションの付与で、「対価性の存在しないことが証明できる場合」（25項）については、通常想定しえないため、削除すべきである。代わりに、従業員等以外の第三者に対する付与で対価性の存在しないことが証明できる場合について、新たに記述すべきであるとする。

#### 業績条件の付された取引

業績条件（2項(11)）の付された取引に関する取扱いが、基準（案）では示されていない。最終基準または指針にて手当すべきであるとする。

#### 中間財務諸表における取扱い

中間決算における取扱いを、指針にて手当すべきであるとする。

#### 4. その他：最終基準の確定時期

ストック・オプションの会計基準は、わが国においては実務上馴染みがないことから、具体的な計算例を示した詳細な適用指針の公表が必要であると考え。併せて、本基準(案)に示されている事項についても、適用指針の検討過程で内容の再検討を要するものも今後生じてくるものと思われる。以上より、最終基準の確定時期については適用指針の確定時期と合わせるべきであると考え。

以 上